

2021年4月13日

協働教育センター（クリエ）における活動及びクリエの施設利用に関する

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について【2021年度版】

協働教育ユニット（クリエ）代表

協働教育センター（クリエ）では、これまで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、「自主演習（連携展開科目）及び学生プロジェクト活動、クリエの施設利用」（以下、クリエでの活動）に関するガイドラインを設定してきました。2021年度からは、本学理事（教学担当）が定める「部活動及び課外活動施設を利用する活動に関する新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてのガイドライン」（以下、ガイドライン）の最新版に沿った対応をクリエでの活動の感染症対策のルールとして定めます。

なお、上記のガイドラインは、本学の部活動団体及び課外活動施設を利用する活動を対象としたものであり、クリエでの活動には該当しない部分があります。以下に内容を補足（ガイドラインから変更）しますので、ガイドラインと併せて厳守するようにしてください。

- クリエでの活動の新型コロナウイルス感染拡大防止対策は、理事（教学担当）による「部活動及び課外活動施設を利用する活動に関する新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてのガイドライン」（学生支援課発出）の最新版に従ったものとし、その内容を厳守すること。ガイドラインの最新版は、学生センターの掲示等を確認すること。
- 新たに、理事（教学担当）から、本学の学生団体に対する通達（感染症対策の追加、対面活動の禁止や再開等を含む）があった場合は、速やかにその指示に従うこと。なお、理事（教学担当）からの通達に対して、クリエでの活動に関わる補足の追加が必要な場合は、別途、クリエから補足を通達する。
- 具体的な対策・方法等に不明な点があるときは、学生のみで判断するのではなく、事前に、指導教員もしくはクリエに連絡し、クリエ代表の確認を得ること。
- クリエでの活動において、各種届の提出手続き等は、ガイドラインの「学生支援課」ではなく、クリエの担当に対して行うこと。
- クリエでの活動では、「課外活動団体活動申請書」に代わって、ガイドラインの感染症対策を徹底した上で、学生プロジェクト活動は「プロジェクト登録申請書」、自主演習（連携展開科目）は「履修計画書・履修届」によって、実際の活動内容を確認し、その実施の可否をクリエ代表が決定する。
- クリエの施設を利用する際には、本学が定める行動記録とともに、クリエが運用する入退室記録システム（注1）を用いて、事前予約及び入退室記録を行うこと。なお、各部屋の定員及び利用可能時間は、システム（注1）内で提示する。
- 学生プロジェクト活動を学外で実施する際には、プロジェクト指導教員に計画の承認を得た上で、「学外活動届」をクリエに提出し、クリエ代表の許可を得ること。
- オンライン（遠隔）技術を活用した新しい形態の活動方法を積極的に導入すること。
- ガイドライン及び本補足に反する行為を確認したとき、クリエは対象者に改善指導を行う。改善が認められない場合には、クリエ代表の判断で、対象者が関与するクリエでの活動を禁止する。

（注1）クリエが運用する入退室記録システム

事前予約：<https://creamon.center.wakayama-u.ac.jp/inout/yoyak.php>

入退室記録：<https://creamon.center.wakayama-u.ac.jp/inout/>

【連絡先】和歌山大学協働教育センター（クリエ） [creainfo@ml.wakayama-u.ac.jp](mailto:creainfo@ml.wakayama-u.ac.jp)